地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙２－３

第１　標準事業における交付金の限度額に係る取扱い

１　ハード事業

（１）別紙２－１の第１の３に定める改修事業及び別紙２－１の第１の４の表の（３）に定める予防的に実施される事業については、下限額を 250 万円とする。

（２）全道的規模で、かつ、広域的に利活用される施設のうち、特に規模の大きなものは、局長が特に必要と認める事業に限り、上限額を適用しないことができる。

（３）局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

２　ソフト事業

（１）別紙２－１の第２の２の表の（６）に定める他の団体等に補助する事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、上限額を 300 万円とし、下限額を 10 万円とする。

（２）局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

（３）第２の２の（６）の規定により交付金を加算する場合は、別紙１－１から１－５に定める上限額に、当該加算額を加えた額を上限額とする。

第２　標準事業における交付金の算定に係る取扱い

１　ハード事業

（１）交付税措置のある地方債を利用する事業については、当該地方債を限度額まで充当したものとして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて交付金額を算出するものとする。ただし、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲以内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の 12.5 パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該事業の財源としている負担金に交付税措置のある地方債を利用している事業についても同様とする。）。

（２）別紙２－１の第１の４の表の（４）に定める他の団体等に補助する事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、事業実施主体が行う事業に要する経費をもって交付対象経費を算出し、交付金額を算定するものとし、そのうち、同表のア、イ、ウに掲げる事業については別紙１によるものとする。

（３）交付対象事業に対する寄附金など、特定財源として扱う寄附金等がある場合には、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。ただし、交付対象事業が地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業である場合、当該事業を実施するために法人から受けた寄附金については、交付対象経費から控除せずに交付金額を算定するものとし、当該寄附金のうち交付対象経費に充当される額が、交付対象経費に２分の１を乗じて得た額を上回る場合は、交付対象経費から当該寄附金額のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

２　ソフト事業

（１）別紙２－１の第２の２の表の（４）に定める事業主体の経費負担のない事業で、同表の右欄に掲げる事業の参加負担金や入場料等の収入については、その全額を事業主体の経費負担（自己財源）として算定するものとする。

（２）（１）に掲げる事業主体の経費負担(自己財源)のうち交付対象経費に充当される額が交付対象経費に２分の１を乗じて得た額を上回る場合には､交付対象経費から当該事業主体の経費負担(自己財源)のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度(その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする｡)として、交付金額を算定するものとする。

（３）別紙２－１の第２の２の表の（６）に定める他の団体等に補助する事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

（４）交付税措置のある地方債を利用する事業については、当該地方債を限度額まで充当したものとして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を

乗じて交付金額を算出するものとする。ただし、過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の 12.5 パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

（５）市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業において、交付対象事業に使途を限定して得た寄附金等がある場合には、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。ただし、交付対象事業が地域再生法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業である場合、当該事業を実施するために法人から受けた寄附金については、交付対象経費から控除せずに交付金額を算定するものとし、当該寄附金のうち交付対象経費に充当される額が、交付対象経費に２分の１を乗じて得た額を上回る場合は、交付対象経費から当該寄附金額のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

（６）地域再生法第 13 条第１項に基づき、国が交付する地方創生推進交付金の交付を受けて事業（先駆タイプに限る）を実施する市町村、一部事務組合又は広域連合が、同年度に地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）の交付を受けて事業を実施する場合、当該地域づくり総合交付金の交付を受けて実施する事業が、地方創生推進交付金の交付を受けて実施する事業と関連させて実施することにより、特に地域創生に資すると局長が認めるものについては、１事業に限り、交付要綱第３により算定した額に加算して交付金額を算定することができる。

この場合、加算できる額は、当該地方創生交付金の交付額に 10 分の１を乗じて得た額と、交付要綱第３に基づき算定した額（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）に２分の１を乗じて得た額を比較して少ない方の額を上限とする。